

平成28年2月1日

門 真 市

金入り設計書（積算書）の
情報公開請求をされる皆様へ

金入り設計書（積算書）の情報公開請求の公開範囲について（お
知らせ）

門真市において、入札における適正な競争性や工事品質の確保、不良不適格業者の排除等を目的とした最低制限価格の事後公表の試行に伴い、最低制限価格等を類推して応札することを防ぎ、より適正な競争環境を確保するため、金入り設計書（積算書）の情報公開請求の公開範囲につきましては、下記のとおりとしましたので、ご理解のほど、よろしくお願ひします。

記

1 対 象：建設工事、業務委託等の金入り設計書（積算書）の情報公開請求

2 公開の範囲

- (1) 情報公開請求に対する公開範囲については、発注後から契約締結までは、不開示とし、契約締結後から翌年度末までは、積算内訳書の範囲（基本、1式計上の内訳書）までを部分開示とし、単価情報（代価表を含む。）は、不開示とします。
- (2) 平成27年3月31日以前に契約締結した金入り設計書（積算書）の情報公開請求は、開示します。
- (3) 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に契約締結した金入り設計書（積算書）の情報公開請求は、平成29年4月1日から開示します。

問合せ先

門真市総務部法務監察課
電話 06-6902-5746